

大和市告示第109号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成30年4月27日

大和市長 大 木 哲

路線名	区間		延長 (m)
	起点	終点	
南大和相模原線	大和東一丁目1069番 14先	大和東一丁目1080番 24先	82.89